

○国土交通省告示第四百三十九号

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十九条の規定に基づき、同条に規定する情報提供促進措置に関する基準を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条に規定する情報提供促進措置に関する基準

一 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条に規定する情報提供促進措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずべき旅客施設及び車両等は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等のうち外国人観光旅客の利用上重要なものとして、当該公共交通事業者等が選定したものとすること。

二 情報提供促進措置に係る手段、言語、場所及び内容については、次に掲げるところによること。

(一) 情報提供に係る手段

文字、ピクトグラム、図表類又は音声によること。

(二) 情報提供に係る言語

日本語に加え、英語及びピクトグラムによることを基本とすること。

(三) 情報提供に係る場所及び情報内容

1 旅客施設内、車両等の内部及び車体において外国語等による情報提供を行うこと。

2 外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要となる情報を外国語で提供すること。

3 外国人観光旅客が旅客施設及び車両等において必要な情報を連続的に得られるように、利用者の動線及び視線を考慮した情報内容とすること。

三 情報提供促進措置の実施予定期間については、次に掲げるところによること。

(一) 資本的支出による整備が必要な措置に関しては、当該措置を講ずべき旅客施設及び車両等の償却期間等を考慮した期間とすること。

(二) 資本的支出を必要としない措置に関しては、できる限り速やかに実施すること。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。